

# 年金 制度改正 平成19年4月の改正内容

## 離婚時の 厚生年金の分割制度

平成19年4月1日以降に離婚した場合、婚姻期間の厚生（共済）年金の保険料納付記録を、夫婦の合意で分割することが可能になります（離婚から原則2年以内）

## 65歳以降の老齢厚生年金の 繰下げ支給制度

老齢厚生年金の受給権を有する人で、66歳に達する前に老齢厚生年金の請求をしていなければ、支給を繰り下げて受けることが可能になります。繰り下げることにより年金は増額されます。

なお、申し出ができるのは、平成19年4月1日以降に65歳以降の老齢厚生年金の受給権を取得した方です。

## 70歳以上の 在職老齢年金制度

一定以上の収入がある70歳以上の在職者にも「在職老齢年金制度」が適用されることになり

ます（平成19年4月1日に70歳以上の方には適用されません）。  
なお、該当者の厚生年金保険料は徴収されません。

## 遺族厚生年金の見直し

◆65歳以上の遺族厚生年金の受給権者で、老齢厚生年金（退職共済年金）の受給権を有している方については、老齢厚生年金は全額支給され、遺族厚生年金は老齢厚生年金（退職共済年金）に相当する額の支給が停止されることとなります。

◆子のいない30歳未満の妻への遺族厚生年金は、5年間の給付となります。

◆中高齢寡婦加算の支給対象が、夫の死亡時に「35歳以上の妻」から「40歳以上の妻」に変更になります。

※中高齢寡婦加算・・・遺族厚生年金の受給権取得当時、同一生計で18歳到達年度の末日までの間にある「子」（障害者は20歳未満）がない場合には、妻に遺族厚生年金は支給されません。そこでこの妻に対しては、

夫死亡時に40歳以上であれば、中高齢の加算が65歳になるまで加算されます。

なお、平成19年4月1日ですでに65歳以上である遺族厚生年金の受給権を有する方については、これらの仕組みは適用されません。

## 受給権者の申し出による 支給停止

年金受給権者が、自らの申し出により、年金給付の全額を支給停止とする措置を受けることができる仕組みです。

年金の支給の再開は、自らの

意思により将来に向かっても可能ですが、

なお、繰下げ制度とは異なり、停止期間に応じた増額はありません。

支給停止及び支給停止の解除の申し出は、直接社会保険事務所にて受付となります。

いずれも支給要件などがございます。詳しくは社会保険庁のホームページ（<http://www.sia.go.jp>）でご確認いただくか、社会保険事務所へお問い合わせください。

## 募集 子育て経験のある人へ 学童保育所臨時職員の募集

小学校が夏休みの期間中、学童保育所（市内3カ所）に勤務していただける人を募集します。

▼職務内容 学童保育所における夏休みの児童の保育

▼勤務時間 1日3～5時間程度

▼賃金 町の規定による

▼応募資格 子育ての経験のある人

▼募集人数 各学童とも若干名

▼その他の募集 夏休みの期間に限らず、職員が欠勤した場合に代わりに出動していただける人も募集しています。

▼問合せ先 役場健康福祉課福祉室  
☎54・3111（内線153）



## 今月の納税

住民税・・・1期  
国民健康保険税・・・3期  
介護保険料・・・3期

納期限 7月2日(月)

便利で確実な口座振替も利用できます



## 相談

任命されました

### 自衛隊員募集相談員

平成19年5月9日付けで、松岡寿治さん（漆原）が、町長および自衛隊群馬地方協力本部長から自衛隊員募集相談員に委嘱されました。

募集広報事務に関する活動です。お気軽にご相談ください。



▲松岡寿治さん

## 交通

平成19年秋

### 優良自動車運転者表彰の受付

平成19年秋（9月）の優良自動車運転者表彰の受付を行います。

#### ▼表彰基準

【銅章】5年以上無事故・無違反の人

【銀章】10年以上無事故・無違反で銅章を受章している人

【金章】15年以上無事故・無違反で銀章を受章している人

【金冠銀章】20年以上無事故・無違反で金章を受章している人

【金冠金章】30年以上無事故・無違反で金冠銀章を受章している人

▼対象者 渋川交通安全協会の会員で表彰基準を満たしている人

#### ▼申込期間

【役場受付】6月1日(金)～29日(金)

【渋川交通安全協会受付】

7月10日(火)まで

#### ▼必要書類

印鑑、運転免許証、交通安全協会会員証、無事故無違反証明書発行手数料700円

※交通安全協会に申込み場合は無事故無違反証明を各自取得

#### ▼問合せ先

役場町民生活課生活環境室 ☎54・3111(内線144)

## 今月の交通・防犯便り

### ●青色ライトで犯罪予防

みなさんは町内で青色のライトが設置されているのを見かけたことはあるでしょうか。このライトは青色防犯灯と呼ばれ、青は心を落ち着かせる色なので犯罪予防に効果があるとされています。昨年度は青色防犯灯が吉岡町防犯委員会より各区に寄贈され、徐々に青色防犯灯の数も増えています。これに加え、防犯委員会や吉岡交番、各団体が防犯パトロールを実施し、犯罪の予防に努めています。

### ●吉岡町内犯罪発生状況

	平成19年4月末現在	平成18年4月末現在
窃盗犯(侵入)	69 (19)	65 (10)
車 上 狙 い	13	10
自販機荒らし	6	8

出掛ける際は、少しの間でもきちんと戸締りし、隣近所で声をかけるなど地域ぐるみで防犯意識を持ちましょう。また、車上狙いの被害を防ぐためには、車内にバッグや財布などを置かないようにしましょう。